

兵庫県公立大学法人教職員兼業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年法人規程第25号。以下「就業規程」という。)第34条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)に勤務する就業規程第2条に規定する教員及び職員(以下「教職員」という。)の兼業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、次に掲げるものをいう。

- (1) 工業、商業、金融業その他業態のいかんを問わず営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体(以下「営利企業」という。)の役員その他の職(以下「役員等」という。)を兼ねること(以下「役員等兼業」という。)。
- (2) 営利企業の事業に関与する業務に従事すること(以下「営利企業兼業」という。)
- (3) その職務以外に、自ら営利を目的とする私企業を営むこと(他人名義であっても、本人が営利を目的とする私企業を営んでいると客観的に判断される場合を含む。以下「自営兼業」という。)。
- (4) 前3号に定めるもののほか、教職員が法人の職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは事務に従事すること(以下「非営利企業兼業」という。)。
- (5) 教員が学校教育法に定める学校(専修学校を含む。)等の非常勤講師等の職を兼ねること(以下「教育兼業」という。)。

(兼業の許可)

第3条 教職員は、事前に法人が許可をした場合を除き、原則として兼業を行ってはならない。

- 2 前項の許可は、理事長が行うものとする。ただし、この規程に規定する権限の一部について、予め指定する者に専決させることができる。
- 3 許可をなしうる兼業の範囲は、別に定める基準(以下「基準」という。)によるものとし、理事長は、基準に適合すると認める場合に、兼業を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業を許可することができない。
 - (1) 教職員の職務の遂行に支障が生じるおそれがあるとき。
 - (2) 教職員の占めている職と申請に係る兼業先との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係があり、又は生じるおそれがあるとき。
 - (3) 法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがあるとき。

- (4) 兼業の内容が公序良俗に反する等社会通念に照らして適切なものと認められないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教職員の職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じるおそれがあるとき。

(申請)

第4条 教職員が兼業に従事しようとする場合は、あらかじめ兼業許可申請書及び添付資料(以下「提出書類」という。)により、部局長等を通じて理事長に申請するものとする。

(審査)

第5条 部局長等は、前条の規定による申請があったときは、当該兼業の内容について、基準に沿って審査するものとする。

2 理事長は、役員等兼業及び理事長が必要と認める営利企業兼業については、別に設置する役員等兼業審査会において審査させるものとする。

(兼業の従事時間)

第6条 兼業は、原則として所定勤務時間外に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めて許可した場合には、所定勤務時間内に行うことができる。

(兼業の許可期間)

第7条 兼業(自営兼業を除く。)の許可期間は、原則として1年以内とする。(ただし、法令等に任期の定めのある職に就く場合は、この限りではない。)

2 前項の規定にかかわらず、役員等兼業にあっては、就こうとする役員等の任期を考慮して許可することができる。
3 自営兼業にあっては、許可期間の上限は、特に定めないものとする。
4 前3項の規定は、許可の更新を妨げるものではない。

(報酬の額)

第8条 兼業の対価として受領する報酬の額は、社会通念上合理的なものでなければならない。

(兼業の報告)

第9条 役員等兼業の許可を受けた教員は、基準に定めるところにより、その状況について理事長に報告しなければならない。

(許可内容の変更)

第 10 条 兼業許可を受けた期間の途中において、許可内容に変更又は中止が生じたときは、変更許可申請書及び添付書類を、部局長等を通じて理事長に速やかに提出しなければならない。

2 第 5 条の規定は、前項に規定する場合について準用する。ただし、兼業の本質的な変更に該らない軽微な変更と認められる場合は、この限りではない。

(許可の取消し)

第 11 条 理事長は、第 9 条第 1 項の規定による報告等により、兼業内容が基準に適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(法人の免責)

第 12 条 兼業による事故及び災害については、法人は一切その責任を負わない。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程の施行の日以後の期間について同日の前日までに許可等を受けている兼業については、この規程による許可を受けたものとみなす。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。